

木と建築で創造する共生社会実践研究会（A-WASS）会則

制定 平成 26年 3月 8日

改正 平成 27年 3月 7日

改正 平成 28年 3月 19日

改正 令和 2年 4月 18日

改正 令和 6年 6月 29日

（名 称）

第1条 本会は、「木と建築で創造する共生社会実践研究会」と称する。

2 本会の英語名称を「Action-oriented Study Group on Wood and Architecture for Symbiosis Society Creation」とし、略称を「A-WASS」とする。

（目 的）

第2条 本会は、平成19年度から23年度まで文部科学省のオープン・リサーチ・センターの一つとして東洋大学に設立された「木と建築で創造する共生社会研究センター」（WASS）の理念と成果を継承し、「木の学校づくり、木の建築づくり」を核としながら、その切り口にとどまらず、持続可能な森林資源の活用を通じ、地域に根差す建築・産業・文化の継承と発展を図り、また、木の建築と木質エネルギーを結びつけ、自立的な循環型地域づくりを進めることにより、共生社会の理念の実現に向けて総合的・実践的に活動することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 構成員限定又は非構成員にも公開しての研修会等の開催
- （2） 調査及び研究並びにこれらの成果を踏まえた実践活動
- （3） 構成員に対する情報の提供並びに構成員相互の意見の交換及び情報の共有
- （4） 構成員以外の関係者に対する助言及び情報の提供
- （5） その他、総会において議決された事業

（構成員）

第4条 本会は、本会の目的及び事業に賛同し、本会の事業に参加し及び本会の事業の実施その他本会の運営に協力する意思を有する個人及び法人・団体（地方公共団体にあつては市区町村に限る。）により構成する。

2 前項の構成員のうち個人の構成員を分けて、会員及び会友とする。また、法人・団体の構成員を賛助会員とする。

- 3 会員は、それぞれが個人としての活動を通じて本会の目的の達成に向け努力するほか、本会の事業その他の関連活動への参加を通じた自己研鑽及び本会の目的や事業についての普及に努めるものとする。
- 4 会友は、本会の事業への参加、本会の目的や事業についての普及等を通じて本会の目的の達成に協力するよう努めるものとする。
- 5 賛助会員は、その従業員等である個人を本会の事業に参加させるとともに、本会の目的や事業についての普及等を通じて本会の目的の達成に協力するよう努めるものとする。この場合、賛助会員は、あらかじめ、本会の事業に参加させる従業員等を3名を超えない範囲で申告し登録するものとする。なお、賛助会員は、人事異動等のため当該登録した者を本会の事業に引き続き参加させることが困難となった場合など、必要に応じて、登録した者の変更を申告することができる。
- 6 会友は、会員又は賛助会員である法人・団体の代表者からの推薦により、その資格を得る。
- 7 前項に関わらず、過去に会員又は会友となったことのある者並びに賛助会員となったことのある法人・団体の代表者及び第5項により登録されたことのある当該法人・団体の従業員等は、次項により除名された場合を除き、会友となる資格を有するものとする。このほか、次条に定める会費の未納等の事由により運営委員会が適当と認める場合においては、会員又は賛助会員である法人・団体の代表者及び第5項により登録された者について、本人に通知した上で、構成員としての種別を会友に変更することができる。
- 8 運営委員会は、本会の名誉を著しく傷つけ又はその目的に反する行為をしたと認められる構成員について、当該構成員に事前に弁明の機会を与えた上で、除名することができる。

(会費等)

第5条 会員及び賛助会員は、事業年度毎に、別表1に定める会費を納めなければならない。

なお、会友の会費は無料とする。

- 2 会友は、本会の事業に参加する都度、別表2に定める参加費を納めなければならない。
- 3 賛助会員である法人・団体の従業員等（前条第5項によりあらかじめ登録された者及び当該法人・団体の代表者を除く。）は、事業に参加する都度、別表2に定める参加費を納めなければならない。
- 4 本会の構成員以外の者に対し本会の事業への参加を認める場合においても、参加の都度、別表2に定める参加費を徴収するものとする。
- 5 本会の事業の実施その他の運営に要する経費は、第1項の会費及び前3項の参加費のほか、各種助成金をもって充てる。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 運営委員 7名以内
- (4) 監事 2名以内(ただし、運営委員を兼ねることができる。)

2 会長は、本会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これに代わり会長の職務を行う。副会長を2名置く場合にあつては、会長は、あらかじめ、会長に事故があるときに会長の職務を行うべき副会長の順位を定め、総会で報告しなければならない。

4 運営委員は、会長を補佐し、会務を運営する。

5 監事は、本会の運営及び財務の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、監事は、本会の運営及び財務に関し運営委員会において意見を述べるほか、本会の運営又は財務に不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

6 会長、副会長及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

7 副会長又は監事に事故があり、これらの者が行うこととされている職務の継続遂行のため緊急を要する場合は、運営委員会の議決により、他の役員又は役員以外の会員に臨時にこれらの者の職務を行わせることができる。

8 運営委員は、会員の中から会長が指名する。会長は、その指名した運営委員について、総会で報告しなければならない。

(構成機関)

第7条 本会に、運営委員会及び事務局を置く。

2 前項に定めるほか、本会に、テーマ別の部会、地域別の支部、その他運営委員会が適当と認める構成機関を置くことができる。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員によって構成し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の事業の実施その他本会の運営に関する企画及び方針案の作成を行うこと
- (2) 本会の事業の実施その他本会の運営に係る実務を執行すること
- (3) 総会に提出する議案を作成すること
- (4) 本会則において運営委員会が行うこととされている業務
- (5) その他、総会において運営委員会に付託された業務

2 運営委員会は、その業務を遂行するにあたり、構成員の意見に真摯に耳を傾けるとともに、運営委員会の業務遂行状況について構成員に対し適時適切な情報提供を行い、構成員から信頼を得るように努めなければならない。

3 前各項に定めるほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決によりこ

れを定める。

(事務局)

第9条 事務局は、会長が指名する事務局員によって構成し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の運営に関する連絡調整を行うこと
- (2) 本会の会計・経理をつかさどること
- (3) 本会の構成員の入退会等の手続きを処理すること
- (4) その他、運営委員会が必要と認める業務

2 事務局の業務を統括するため、運営委員の中から会長が指名する者1名が事務局長の任に当たる。

3 前各項に定めるほか、事務局の運営に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いて事務局長がこれを定める。

(総会)

第10条 本会の通常総会は、事業年度ごとに1回これを開く。このほか、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会長（第6条第5項に基づき開かれる臨時総会については監事）が召集し、会員の半数以上の出席をもって成立する。この場合、議案に対する賛否について書面をもってその意思を表明し又は賛否の意思の表明を他の会員若しくは会友に委任した会員は、出席会員とみなす。

3 総会における議案の採決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長（第6条第5項に基づき開かれる臨時総会においては監事）の決するところによる。

4 通常総会においては、次の事項を附議するものとする。

- (1) 本会の事業の実施その他本会の運営に関する報告（監査報告を含む。）及び収支決算
- (2) 本会の事業計画及び収支予算
- (3) 会長、副会長及び監事の選任並びに副会長を2名置く場合の会長に事故があるときに会長の職務を行うべき副会長の順位の設定及び運営委員の指名の報告（これらの者について留任させる場合を含む。）
- (4) その他、本会の事業の実施その他本会の運営に関する重要事項

5 前項に定める事項のほか、次の事項については、総会に附議しなければならない。

- (1) 事業計画又は収支予算の重大な変更
- (2) 会長、副会長若しくは監事の交代若しくは追加選任又は副会長を2名置く場合の会長に事故があるときに会長の職務を行うべき副会長の順位の変更若しくは新規指定の報告
- (3) 会則の変更（会費の額の変更を含む。）

6 会友及び賛助会員である法人・団体の代表者又はその代理人は、総会に出席して本会の事

業の実施その他本会の運営に関し意見を述べることができる。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(設立日)

第12条 本会の設立日は、平成26年3月8日とする。

(所在地)

第13条 本会の所在地は、事務局長の自宅とする。

(細 則)

第14条 この会則の施行・運用に係る細部事項を定める必要があるときは、会長は、運営委員会の議決を経て、細則を定めることができる。

附 則 (平成26年3月8日)

第1条 この会則は、平成26年3月8日から施行する。

第2条 会則第11条の規定にかかわらず、この会則の施行の日を含む事業年度は、この会則の施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月7日)

第1条 改正後の会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月19日)

第1条 改正後の会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月18日)

第1条 改正後の会則は、令和2年4月18日から施行する。

附 則 (令和6年6月29日)

第1条 改正後の会則は、令和6年6月29日から施行する。

別表1 会費の額

構成員の種別	会費の額
会 員	事業年度ごとに 10,000 円
会 友	無料
賛助会員	事業年度ごとに 20,000 円

注：事業年度の途中で入会した場合も会費の額は上記のとおりとする。

別表2 参加費の額

(1) 会友及び賛助会員である法人・団体の従業員等の場合

事業の種別	参加費の額
会則第3条(1)の事業	1回ごとに 1,000 円
その他の事業	運営委員会がその都度定める額

注1：会則第3条(1)の事業については、学校（学校教育法に規定する学校を言い、短期大学及び大学院を含む。）の学生・生徒（定職を持たない者に限る。以下同じ。）は参加費を免除する。

注2：賛助会員である法人・団体の従業員等のうち会則第4条第5項によりあらかじめ登録された者及び当該法人・団体の代表者については参加費を免除する。

(2) 非構成員の場合 (1)と同額（会則第3条(1)の事業については、(1)と同様、学生・生徒は参加費を免除する。）